

地域密着型介護老人福祉施設 運営規程

第1章 総則

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人慈青会が設置する特別養護老人ホームささえ（以下「施設」という。）において実施する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の管理者又は医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員（以下「従業者」という。）が、入居者に対して適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスの提供に当たっては、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等必要な援助を行うものとする。

2 入居者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

3 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の終了に際しては、入居者又はその家族に対して適切な指導を行う。

6 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

8 前7項のほか、「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定める内容（以下「条例基準」という。）を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 特別養護老人ホームささえ

(2) 所在地 青森市港町三丁目10番36号

第2章 施設の従業者、入居定員及び勤務時間等

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、従業者の管理、指定介護老人福祉施設入所者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して第2条第6項の条例基準のうち運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1名(非常勤)

医師は、入居者の診療、健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名(常勤・介護職員と兼務)

生活相談員は、施設の入退居に係る面接手続き・相談・支援、他の従事者に対する相談助言及び指導、苦情・相談対応、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等の関係機関との連絡・調整を行う。

(4) 介護職員 16名(常勤・12名 看護職員と兼務2名、介護支援相談員と兼務 1名、生活相談員と兼務 1名)

介護職員は、入居者の心身の状況等を的確に把握し、入居者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(5) 看護職員 3名(常勤・介護職員と兼務 2名、機能訓練指導員と兼務 1名)

看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、健康管理及び保健衛生業務を行う。

(6) 管理栄養士 1名(常勤)

栄養士は、栄養ケア計画及び栄養計算、献立の立案等を行い入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名(常勤・看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(8) 介護支援専門員 1名(常勤・介護職員と兼務)

介護支援専門員は、入居者の課題分析、サービス担当者会議の開催、適切なサービスが提供されるよう第13条の介護計画を作成及び実施状況を把握するとともに、他の介護サービス事業者、医療機関等との連絡・調整を行う。

(9) 調理員 2名以上(常勤)

調理員は、栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。

(10) 宿直員 2名以上(非常勤)

宿直者は、夜間時の緊急事態に備える業務を遂行する。

(入居定員並びにユニット数及びユニットごとの入居定員)

第5条 施設の入居定員は29名とし、ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニット数 3ユニット

(2) ユニットごとの入居定員

(内訳) さくらユニット 9名
はまなすユニット 10名
ひまわりユニット 10名

(施設の勤務時間)

第6条 施設の日勤時間帯と夜勤時間帯は、次のとおりとする。

日勤時間帯 9:00 ～ 17:10
夜勤時間帯 17:10 ～ 9:00

第3章 施設の入居及び退居

(入居)

第7条 入居申込者の施設への入居は、入居申込者と施設の契約により行う。

2 管理者は、入居定員に達している場合又は入居申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、入居契約の締結を拒むことはできない。

3 管理者は、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入居申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、サービスの開始について入居者の同意を得る。

4 管理者又は第13条の介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、入居申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。要介護認定を受けていない入居申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

5 管理者又は計画担当介護支援専門員は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(面接及び調査)

第8条 管理者、生活相談員、計画担当介護支援専門員及び医師は、新たに入居した入居者に対して心身の状況、生活歴、病歴、家族の状況、その他心身に関する調査を行い、その結果を記録保存しておく。

(入居時の書類等の引継)

第9条 入居者又はその家族は、入居時の契約に基づいて、入居者の次の書類等を用意し管理者に引き継ぐことができる。

- (1) 健康保険証
- (2) 介護保険被保険者証
- (3) 所持金（お小遣い程度）
- (4) その他必要と認める書類等

2 管理者は、前項で定める書類及び金品を引き継いだ入居者について、第11条に規定する事由によ

り契約が終了した場合には、入居者の家族と協力し、民法等関係法令の規定及び公序良俗に反しない手続きにより、引き継いだ書類及び金品の処分を行う。

3 第1項及び第2項に規定する必要な事項以外のものを管理者が定める。

(貴重品等の保管)

第10条 管理者は、前条第1項に規定する書類及び所持金品を受領した時は、管理者が管理責任者になるとともに取扱職員を定めるものとする。

2 所持金品の受払いにあつては、取扱職員は管理者の承認を得て行うものとする。また、受払いの状況は正確に記録するとともに、関係帳票は確実に整理保管する。

3 管理者は、受払帳簿又は金銭出納簿と保管金品を定期的に照合確認(検証)する。

4 第1項から第3項までに規定する必要な事項以外のものを管理者が定める。

(退居)

第11条 管理者は、入居者に次の事由が生じた場合は、入居者の家族に対し、7日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。

(1) 入居者が無断で退居し、7日間経過しても帰居の見込みがないとき。

(2) 入居者が入院し、明らかに3ヶ月以上入院する事が見込まれるとき。

(3) 入居者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。

(4) 入居者が負担すべき費用を3ヶ月間滞納したとき。

2 入居者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。

(1) 要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき。

(2) 入居者が死亡したとき。

(3) 入居者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき。

(4) 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。

(5) 入居者が入院した後、おおむね3ヶ月を経過しても退院できないとき。

(6) 他の介護保険施設への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき。

3 管理者は、入居者の退居に際しては保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、円滑な退居の為に必要な援助をする。

(入居者の入院中の取扱い)

第12条 管理者は、入居者について、入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて入居者及びその家族の同意を得た上で、入退院の手続きやその他個々の状況に応じた便宜を適切に供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにする。

第4章 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

（地域密着型施設サービス計画の作成）

第13条 計画担当介護支援専門員は、サービスの提供開始時に、入居者の心身の状況、その有する能力、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、介護給付等対象サービス以外の地域住民による入居者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めた入居者の日常生活全般に対する援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した地域密着型施設サービス計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

2 計画担当介護支援専門員は、それぞれの入所者に応じて作成した介護計画について、入居者又はその家族に対して、その内容について説明し同意を得る。

3 計画担当介護支援専門員は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を入居者に交付する。

4 介護計画の作成に当たっては、入居者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、介護計画の作成後は、入居者及びその家族並びに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行い、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

（サービスの取扱方針）

第14条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、第13条に規定する介護計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより入居者の日常生活を支援する。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。

5 従業者は、サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。

6 サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合は第31条に基づき適切に実施する。

（介護）

第15条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行う。

（1）入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うための適切な支援

- (2) 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（やむを得ない場合には、清拭をもって入浴の機会の提供に代える）
- (3) 排せつの自立についての必要な支援
- (4) おむつ使用者について排せつの自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- (5) 褥瘡が発生しないような適切な介護の提供
- (6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

（食事の提供）

第16条 食事の提供に当たっては、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供する。

2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

3 調理はあらかじめ作成した献立に従って行い、献立は事前に共同生活室に掲示するなどの方法により入居者に周知する。

4 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。

5 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者ができる限り離床し、共同生活室で食事を摂るよう支援を行い、共同生活室で食事を摂ることが困難な入所者については、居室に配膳して必要な食事の支援を行う。

6 入居者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を食事に的確に反映させるため、居室関係部門と食事関係部門の従業者が適切に連絡を取り合う。

7 入居者に対して適切な栄養食事相談を実施する。

8 食事の内容は、医師又は栄養士を含む会議において検討を加える。

（相談及び援助）

第17条 生活相談員は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜の供与）

第18条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、郵便、証明書等の交付申請等、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続き等について、入居者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行する。このうち金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得る。

3 施設は常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者の家族に対し、施設の会報の送付、施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入居者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努める。また、入居者との家族の面会の場所や時間等についても、入居者やその家族の利便に配慮した

ものとするよう努める。

4 施設は、入居者の希望や心身の状況を踏まえながら、買い物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入居者の多様な外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第19条 機能訓練指導員は、入居者に対し、第13条の介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第20条 医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための必要な措置を採る。

(利用料等)

第21条 サービスを提供した場合の利用料の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとし、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その入居者の負担割合に応じた支払いを受けるものとする。（以下、「厚生労働大臣が定める基準」と総称する。）

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

3 食事の提供に要する費用については、1日1,445円を徴収する。

4 居住費については、1日2,066円を徴収する。

5 理美容代については、1回2,000円を徴収する。

6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

7 前項3及び4については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

8 利用料等の支払を受けたときは、入居者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

9 月の途中に入退居があった場合は、日割り計算とする。

10 サービスの提供に際し、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、入居者の同意を得ることとする。

11 費用を変更する場合には、あらかじめ、第32条第2項の運営推進会議に費用を変更する理由及び金額等を説明するとともに、入居者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうける。

12 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者又はその家族に対して交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(外出及び宿泊又は面会)

第22条 入居者は、外出又は外泊しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

3 入居者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

(施設の利用)

第23条 入居者は、施設の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の入居者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

2 入居者は、施設においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。

3 入居者は施設において次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

(2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。

(3) 施設の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(6) 他の入居者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第24条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。

3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第25条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（緊急時等における対応方法）

第26条 サービスの提供を行っているときに入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

2 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

4 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（苦情処理）

第27条 サービスの提供に係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び施設内に掲示する等により入居者及びその家族に周知する。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

3 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は、提供したサービスに係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（情報の公表）

第28条 施設は、その実施する事業の内容について、入居者又はその家族への提供、施設内に掲示、運営推進会議において公表する。

2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び施設が提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入居及び入居申し込みに資するものとし、入居者及びその家族（過去に入所者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

（個人情報の保護）

第29条 施設は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 施設が得た入居者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得る。

（虐待防止に関する事項）

第30条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（身体拘束）

第31条 施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告する。

3 施設は、入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的および精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

（地域との連携等）

第32条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 サービスの提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により

構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

（業務継続計画の策定等）

第33条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第34条 施設は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 年2回以上

2 サービス担当者会議において入居者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

3 従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者及び従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 入居者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。

6 施設の所在市町村外の介護保険被保険者又はその家族から当該施設に入居申込みがあった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに施設の所在市町村の介護保険被保険者に限って利用できるサービスあることを説明し、理解を得る。

7 入居者の現員等から利用申込みに応じられない場合、その他入居申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難と認めた場合は、当該入居申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の介護保険施設等を紹介その他必要な措置を速やかに講じる。

8 施設は、サービスに関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存する。

9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈青会と施設の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

